第１３６号議案

八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年１１月３０日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年八王子市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（期末手当）
第７条　（略）
２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては１００分の２１７．５、１２月に支給する場合においては、１００分の２４２．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
<table><tr><th>在職期間</th><th>割合</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>（期末手当）
第７条　（略）
２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合においては１００分の２１７．５、１２月に支給する場合においては、１００分の２３２．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
<table><tr><th>在職期間</th><th>割合</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

第２条　八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（期末手当）
第７条　（略）
２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、<u>１００分の２３０</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
<table><tr><th>在職期間</th><th>割合</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>（期末手当）
第７条　（略）
２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、<u>６月に支給する場合においては１００分の２１７．５、１２月に支給する場合においては、１００分の２４２．５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
<table><tr><th>在職期間</th><th>割合</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

附　則

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成３１年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成３０年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　この条例による改正前の八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて市議会議員に支払われた平成３０年１２月期の期末手当は、新条例の規定による平成３０年１２月期の期末手当の内払とみなす。